破産手続終結及び免責許可決定

平成２６年（フ）第４０９号
大阪府泉南市新家6005番地の１ジュネス楠台405号
破産者　山口眞由美
1　決定年月日　平成27年６月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第２３８１号
北海道石狩市花川北２条３丁目109番地
破産者　遊佐　文武
1　決定年月日　平成27年６月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１８号
群馬県沼田市白沢町下古語父745番地
破産者　小林　文雄
1　決定年月日　平成27年６月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２６年（フ）第１４６４号
愛知県愛知郡東郷町兵庫３丁目３番地８
破産者　若杉　浩樹
1　決定年月日　平成27年６月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第６５号
兵庫県加古川市平岡町新在家752番地の46東加古川ハイタウンＢ－114号、開始決定時の住所兵庫県加古川市加古川町寺家町322番地
破産者　松景　久芳
1　決定年月日　平成27年６月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６６号
奈良市北永井町365番地　コージーコート北永井303号、開始決定時の住所奈良市大安寺２丁目11番10－Ａ－202号
破産者　山岡満梨子（旧姓佐藤）
1　決定年月日　平成27年６月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第９２８号
広島県山県郡北広島町川西797番地
破産者　沖石　幸文
1　決定年月日　平成27年６月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第９７９号
横浜市神奈川区入江１丁目１番10号　清風荘101号
破産者　伊礼　俊彦
1　決定年月日　平成27年７月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２４７号
滋賀県甲賀市水口町下山802番地120
破産者　荒尾眞紀子
1　決定年月日　平成27年７月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第５４６号
京都府長岡京市長岡３丁目19番８号、前住所大阪府守口市八雲西町４丁目16番２号
破産者　清水　善久
1　決定年月日　平成27年７月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１０７号
和歌山県伊都郡かつらぎ町妙寺955－３、住民票上の住所和歌山県橋本市隅田町下兵庫94番地の３
破産者　池田　義彦
1　決定年月日　平成27年７月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１２０号
山口県柳井市旭ケ丘13番１号、主たる営業所の所在地広島県呉市警固屋９丁目５番13号
破産者　谷本水産こと　谷本　　悟
1　決定年月日　平成27年７月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所呉支部

平成２６年（フ）第２０４号
香川県高松市鬼無町佐藤1100番地38
破産者　川根　征雄
1　決定年月日　平成27年７月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２６年（フ）第１７１号
福岡県久留米市諏訪野町1830番地137、住民票上の住所福岡県小郡市横隈1836番地２の１
破産者　小野　　修
1　破産債権の届出期間　平成27年７月30日まで
2　一般調査期日　平成27年９月７日午前10時15分
平成27年６月29日
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第１３６号
愛知県清須市西枇杷島町城並２丁目５番地２パストラル城並２Ａ、従前の住所名古屋市西区五才美町81番地
破産者　大岡　猛夫
1　破産債権の届出期間　平成27年７月31日まで
2　一般調査期日　平成27年８月20日午前10時30分
平成27年６月30日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３８号
兵庫県明石市西明石町４丁目３番24号　ヨーロピアン西明石202号
破産者　中野　充昭
1　破産債権の届出期間　平成27年８月７日まで
2　一般調査期日　平成27年９月８日午前11時30分
平成27年６月30日
神戸地方裁判所明石支部破産係

特別清算開始

平成２７年（ヒ）第８号
滋賀県守山市古高町341番地１北川ビル203
清算株式会社　株式会社おうみ
代表清算人　磯田　光男
1　決定年月日　平成27年６月26日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大津地方裁判所民事部